

令和8年第3回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和8年8月3日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号））	4
議案第 7 5 号	藤ノ川地区配達堰改修工事請負契約の締結について	9

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

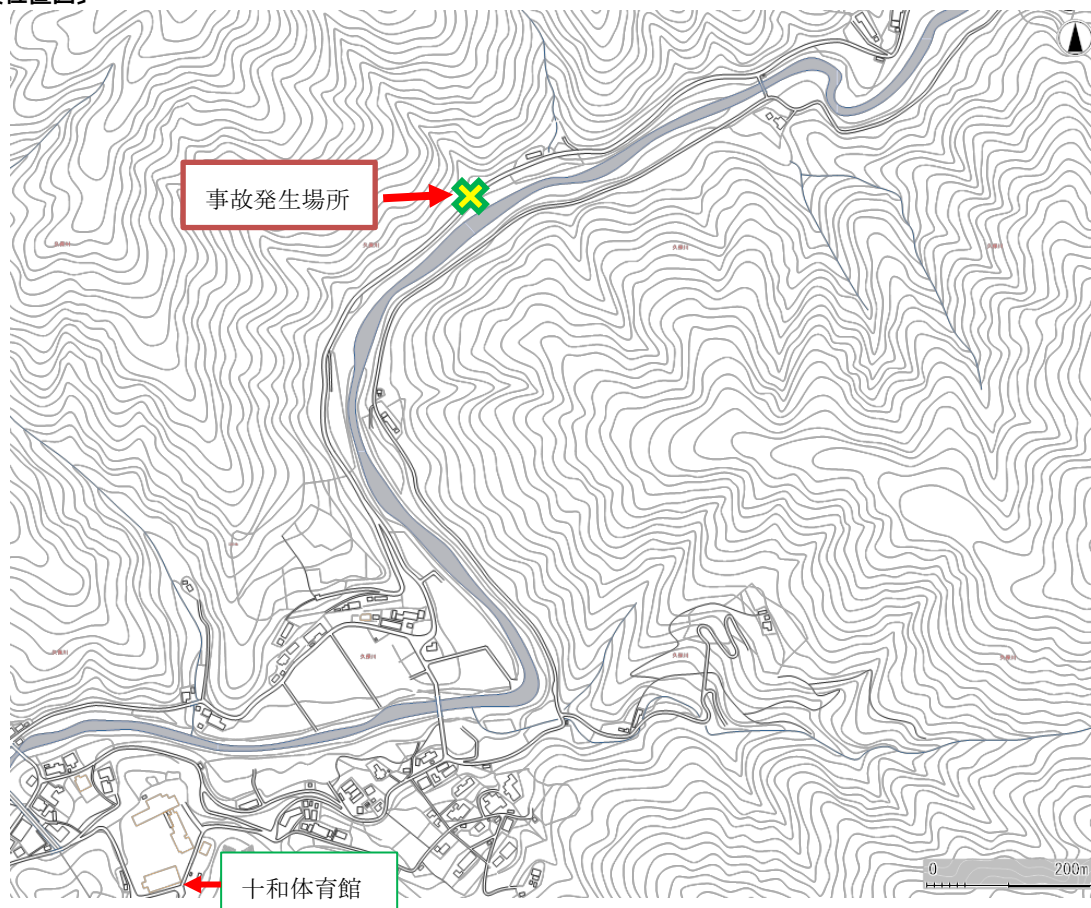
【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	町道大道日吉線
概 要	令和 8 年 6 月 12 日午前 10 時頃、町道大道日吉線で落石が発生し、対向車とすれ違うために一時停車中の自動車が損傷したもの。
専 決 処 分 日	令和 8 年 7 月 8 日
損 害 賠 償 額	98,780 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会

【位置図】



〔落石発生場所：町道大道日吉線〕



〔被害車両の損傷部位：左前側面〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和8年度四万十町一般会計補正予算(第2号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年6月22日付けで専決処分に付した令和8年度四万十町一般会計補正予算第2号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会6月定例会で審議された令和8年度一般会計補正予算第1号の決定後において、台風6号による被害状況が判明したため、道路や河川及び農業用水路へ流入した土砂等の撤去並びに農地や宅地への被害に対しての補助など、直ちに必要となる予算措置を講じた結果、歳入歳出それぞれ65,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和8年度四万十町一般会計補正予算(第2号)第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正に記載のとおり

【基金の状況及び地方債残高見込】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

各種基金の状況（全会計）

単位：千円

会計区分	基金名		令和7年度 末残高見込 A	令和8年度				令和8年度 末残高見込 G (A+F)	
				積立額		取崩額 D	歳計剰余 金処分 E		計 (年度中増減) F (B+C-D+E)
				利子積立 B	予算積立 C				
一般会計	一般積立基金	財政調整基金	4,422,082	20,078		(30,000) 830,000		(▲ 30,000) ▲ 809,922	(▲ 30,000) 3,612,160
		減債基金	937,449	4,101	32,000	44,939		▲ 8,838	928,611
		その他特定目的基金	7,143,726	19,559	1,384,453	1,904,148		▲ 500,136	6,643,590
		施設等整備基金	1,550,216	7,080	26,587	202,600		▲ 168,933	1,381,283
		ふるさと創生基金	135,597	814		11,100		▲ 10,286	125,311
		地域振興基金	25,218	152				152	25,370
		地域福祉基金	181,178	735		13,600		▲ 12,865	168,313
		中山間ふるさと水と土保全基金	23,065	139				139	23,204
		農業集落排水事業振興基金	6,874	24				24	6,898
		新しい町づくり基金	0						0
		合併特例債まちづくり基金	1,618,500						1,618,500
		ふるさと支援基金	2,369,593	6,774	1,006,000	1,422,373		▲ 409,599	1,959,994
		園芸作物価格安定基金	85,000						85,000
		過疎地域持続的発展特別事業基金	748,171	2,628	162,300	63,600		101,328	849,499
		防災まちづくり基金	163,892	605		18,800		▲ 18,195	145,697
		学校施設等整備基金	4,245	46	500			546	4,791
		森林環境整備基金	219,979	497	189,066	162,807		26,756	246,735
		奨学金返還支援基金	12,198	65		9,268		▲ 9,203	2,995
		積立基金計	12,503,257	43,738	1,416,453	2,779,087	(30,000) ▲ 1,318,896	(▲ 30,000) ▲ 1,318,896	(▲ 30,000) 11,184,361
	定額運用基金	土地開発基金	215,115	731				731	215,846
		奨学資金貸付基金	123,095	278				278	123,373
		県証紙基金	693						693
		定額運用基金計	338,903	1,009				1,009	339,912
		一般会計合計	12,842,160	44,747	1,416,453	2,779,087	(30,000) ▲ 1,317,887	(▲ 30,000) ▲ 1,317,887	(▲ 30,000) 11,524,273
特別会計	国保	国保財政調整基金	131,167	667		1,000		▲ 333	130,834
		国保高額医療費貸付基金	10,664	56				56	10,720
	診療所	大正診療所財政調整基金	0						0
		十和診療所財政調整基金	0						0
	介護	介護財政調整基金	423,727	1,698		140,617		▲ 138,919	284,808
	特養	特別養護老人ホーム窪川荘基金	0						0
		特別養護老人ホーム四万十荘基金	0						0
	特別会計合計	565,558	2,421		141,617		▲ 139,196	426,362	
基金総合計			13,407,718	47,168	1,416,453	(30,000) ▲ 1,457,083	(▲ 30,000) ▲ 1,457,083	(▲ 30,000) 11,950,635	

注）上段（ ）書きは今回補正額

地方債残高見込（全会計）

地方債の前々年度における現在高ならびに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

会 計 名	令和6年度末 現 在 高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起 債 見 込 額	令和8年度中 元金償還見込額	
1. 一 般 会 計	18,343,963	17,734,286	2,474,100	1,917,016	18,291,370
2. 大正診療所特別会計	301,179	313,946	3,300	24,841	292,405
3. 十和診療所特別会計	21,429	38,265	1,900	2,816	37,349
4. 窪川荘特別会計	0	0	12,800	0	12,800
5. 四万十荘特別会計	3,900	6,000	0	424	5,576
6. 水道事業	2,741,430	2,656,993	161,400	266,875	2,551,518
7. 下水道事業	200,792	199,439	24,300	39,200	184,539
全 会 計 合 計	21,612,693	20,948,929	2,677,800	2,251,172	21,375,557

＜参考＞ 一般会計のうち、「過疎対策債」の状況

■ 過 疎 対 策 債	[令和6年度]		[令和7年度]		[令和8年度]	
	当 該 年 度 の 起 債 (借 入) 額		当 該 年 度 の 起 債 (借 入) 額		当 該 年 度 の 起 債 (借 入) 額	
当 該 年 度 の 元 金 償 還 額	1,503,100	1,286,200	1,631,000	783,635	9,551,766	
	699,052	752,422				

注) 各年度の起債(借入)額は翌年度への繰越を加味(実際の借入予定年度に計上)しているため、予算計上額とは異なる

令和8年度「地方債」借入見込額及び充当先一覧

■一般会計／現年度分

単位：千円

起債の 目的	歳出予算科目			充 当 事 業 名	事 業 内 容 等	起債見込額（限度額）			
	款	項	目			補正前	補正額	補正後	
公共事業等債	6	1	5	地域ため池総合整備負担金	県営地域ため池総合整備事業負担金	6,200		6,200	
	9	1	5	急傾斜地崩壊対策事業負担金	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	400		400	
	計					6,600	0	6,600	
公営住宅 建設事業債	8	4	2	公営住宅建設事業	北琴平第2団地建設設計監理委託・工事	184,500		184,500	
	計					184,500	0	184,500	
災害復旧 事業債	11	1・2	—	現年発生補助災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	40,500		40,500	
				過年発生補助災害復旧事業	公共土木施設	34,400		34,400	
				現年発生単独災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	11,300	34,600	45,900	
	計					86,200	34,600	120,800	
緊急自然 災害防止 対策事業債	6	3	2	陸間等常時閉鎖推進事業負担金	県営陸間等常時閉鎖推進事業負担金	2,500		2,500	
	8	2	3	県道改良事業負担金	県道改良工事負担金	10,500		10,500	
				町道防災対策事業	町道防災対策工事（15路線）	128,300		128,300	
	3	1	河川防災対策事業	河川防災対策工事	60,800		60,800		
		2	がけ崩れ住家防災対策事業	がけ崩れ住家防災対策工事	14,500		14,500		
	9	1	5	急傾斜地崩壊対策事業負担金	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,200		4,200	
	計					220,800	0	220,800	
緊急浚渫 推進事業債	8	3	1	河川浚渫事業	河川浚渫工事	13,600		13,600	
計					13,600	0	13,600		
緊急防災・ 減災事業債	6	1	2	東部地区交流センター改修事業	空調設備改修工事	1,600		1,600	
	9	1	5	音声告知放送システム改修事業	音声告知放送改修工事費（放送システム・Jアラート）	21,100		21,100	
				衛星携帯電話整備事業	アンテナ設置工事・電話機購入	7,300		7,300	
	計					30,000	0	30,000	
過 疎 対 策 事 業 債	ハ	2	1	5	ケーブルシステム機器整備事業	無停電電源装置更新	3,700		3,700
				6	土佐くろしお鉄道施設安全対策事業	土佐くろしお鉄道施設安全対策事業補助金	4,100		4,100
					短期滞在型宿泊施設改修事業	電気設備改修工事	400		400
		3	1	8	高齢者生活福祉センター改修事業	加圧ポンプ・トイレ改修工事	1,500		1,500
					十和の里改修事業	長寿命化改修設計監理委託・工事	4,700		4,700
			2	5	東又保育所改修事業	プール改修工事	1,000		1,000
					北ノ川保育所改修事業	保育所改修設計監理委託・工事	2,500		2,500
					昭和保育所改修事業	保育所改修設計監理委託・工事	2,300		2,300
					ひかり保育所改修事業	プール改修工事	300		300
	1	4	1	7	斎場改修事業	火葬炉設備改修工事	10,200		10,200
			2	4	クリーンセンター銀河改修事業	改修工事委託	219,200		219,200
		6	1	2	総合交流拠点施設改修事業	レジシステム構築委託、ソフトクリームサーバー・冷凍庫購入	12,900		12,900
				3	農業競争力強化基盤整備事業負担金	農業競争力強化基盤整備事業負担金	3,700		3,700
			4	四万十市新食肉センター整備事業負担金	四万十市新食肉センター整備費負担金	29,300		29,300	
			5	土地改良事業負担金	県営土地改良事業負担金	7,000		7,000	
					農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善工事（5地区）	55,800		55,800
					県営農地耕作条件改善事業負担金	3,000		3,000	
			6		農村地域活性化複合施設改修事業	受変電設備改修、屋上防水対策設計監理委託・工事	19,700		19,700
		2	5	林道修繕事業	林道橋梁修繕工事（1路線）	9,000		9,000	
				3	2	興津水産物鮮度保持施設改修事業	鮮度保持施設改修設計委託	400	
					投石魚礁整備事業	投石魚礁整備設計委託・工事	11,000		11,000
業 債	ド	7	1	3	ホビー館改修事業	壁面イラストデザイン委託、外壁等塗装工事	6,800		6,800
					松葉川温泉改修事業	電気設備改修工事	2,300		2,300
					道の駅四万十大正であいの里改修事業	道の駅四万十大正であいの里改修監理委託・工事	24,600		24,600
					ライダーズイン四万十改修事業	ライダーズイン四万十消防設備改修工事	1,600		1,600
					観光交流拠点施設整備事業	開発許可申請・用地登記委託	3,700		3,700
					ふるさと交流センター再整備事業	実施設計委託	4,700		4,700

起債の 目的		歳出予算科目			充　　当　　事　　業　　名	事　　業　　内　　容　　等	起　債　見　込　額（限度額）			
		款	項	目			補正前	補正額	補正後	
過 疎 対 策 事 業 債	ハ ド 分	8	2	2	町道長寿命化事業	町道長寿命化対策工事	172,000		172,000	
				3	町道改良事業	18路線	185,700		185,700	
					橋梁耐震改修事業	橋梁耐震改修設計委託・工事	63,700		63,700	
					橋梁修繕事業	橋梁修繕設計委託・工事	44,100		44,100	
		9	1	2	高幡消防組合負担金	救急車・消防ポンプ車整備	64,800		64,800	
		10	3	1	興津中学校解体撤去事業	興津中学校解体撤去設計委託	3,900		3,900	
				4	2	旧門脇家住宅改修事業	茅葺屋根改修工事	1,800		1,800
				5		窪川四十万会館改修事業	高圧電気設備改修工事	7,000		7,000
				5	2	学校給食センター改修事業	窪川：空調設備改修工事	2,900		2,900
			3		B＆G海洋センター改修事業	プール改修・照明LED化改修設計委託	1,000		1,000	
	計						992,300	0	992,300	
	ソ フ ト 分	2	1	3	過疎地域持続的発展特別事業基金造成事業	過疎地域持続的発展特別事業基金造成	162,300		162,300	
		8	2	3	町道橋梁一括点検調査事業	町道橋梁一括点検調査委託	33,000		33,000	
				4	1	昭和団地解体撤去事業	設計監理委託・工事	9,500		9,500
	計						204,800	0	204,800	
	計						1,197,100	0	1,197,100	
一　般　会　計　／　現　年　度　分　借　入　見　込　額　計							1,738,800	34,600	1,773,400	
【参考】						前　年　度　繰　越　分　借　入　見　込　額　計			700,700	
						本　年　度　「　公　債　費（元金償還金）」見込額			1,917,016	
						本　年　度　「　地　方　債　増　減　」見込額			557,084	
						本　年　度　末　「　地　方　債　残　高　」見込額			18,291,370	

■議案第 75 号 藤ノ川地区配達堰改修工事請負契約の締結について

【要旨】

昭和 60 年に整備した配達堰は、耐用年数を大幅に超えゴム袋体の経年劣化が著しく、取水時期に損傷等不測の事態が起きないように更新を行うものです。また、給排気設備（ブローア）についても同様に更新が必要となっています。

本議案は、指名競争入札の結果、落札した事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和 8 年度（7 繰）農耕第 3－2 号 藤ノ川地区配達堰改修工事
工 事 場 所	四万十町 藤ノ川 地内
契 約 の 金 額	59,400,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,400,000 円）
契約の相手方	高知市一宮東町 1 丁目 25 番 5 号 有限会社 愛機工業 代表取締役 三谷 修一
工 期	議決日の翌日から令和 9 年 2 月 25 日まで
工 種	頭首工改修工事
事 業 量	堰長 L = 8.0 m、堰高 H = 1.25 m ゴム引布袋体更新 N = 1.0 式 給排気設備更新（ブローア） N = 1.0 式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。
--

入 札 記 録			
事 業 名	令和8年度（7 繰）農耕第3－2号 藤ノ川地区配達堰改修工事		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和8年7月16日 午前10時00分		
入 札 場 所	電子入札システムによる		
予 定 価 格 ①	60,566,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	59,400,000 円	落札率	②／①＝ 98.07%
契 約 金 額	59,400,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 5,400,000円	
請 負 者 名	高知市一宮東町1丁目25番5号 有限会社愛機工業		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
有限会社愛機工業	59,400,000 円	◎落	
開成工業株式会社	60,907,000 円	予定価格超過のため無効	
紀和工業株式会社	61,160,000 円	予定価格超過のため無効	
株式会社ミゾタ	辞退		
株式会社鉄建ブリッジ	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

